

多治見市子ども・子育て会議条例（案）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、多治見市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- （1） 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- （2） 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- （3） 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- （4） 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 法第6条第2項に規定する保護者
- （2） 事業主を代表する者
- （3） 労働者を代表する者
- （4） 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- （5） 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- （6） 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日後、最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の

日前においても行うことができる。

(多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「民生委員推薦会委員」を「民生委員推薦会委員

子ども・子育て会議委員」